医政地発 1113 第１号
令和８年 11 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（　公　印　省　略　）

かかりつけ医機能報告に係る医師の研修に関する審査会について（通知）

令和７年度（報告期間は令和８年１月１日から同年３月 31 日）から報告を開始している「かかりつけ医機能報告」における、「かかりつけ医機能に関する医師の研修の修了者の有無」の項目については、「かかりつけ医機能報告に係る医師の研修について（通知）」（令和７年８月 27 日付け医政総発 0827 第１号厚生労働省医政局総務課長通知。以下「研修通知」という。）において、当該項目に報告可能な研修を別に示すまでの間、報告者がかかりつけ医機能に関係すると考える任意の研修を報告することとしています。

今般、令和８年度予算事業「かかりつけ医機能普及促進事業」において、有識者により構成される会議体「かかりつけ医機能報告制度において報告可能な医師の研修に係る審査会（仮称）」（以下「研修審査会」という。）を設置し、研修審査会における審査結果に基づき、令和９年度（報告期間は令和 10 年１月１日から同年３月 31 日）以降の報告で報告可能な研修をお示しすることとしましたので、ご了知いただきますようお願いします。研修審査会については、令和９年１月以降の開催を予定しています。

なお、研修通知別紙「（２）研修の整備について」において、かかりつけ医機能報告に係る医師の研修の整備を予定している団体は、事前に相談の御連絡をいただきたい旨お伝えしておりましたが、こちらについては、厚生労働省かかりつけ医機能報告制度のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html）において、令和８年 12 月４日を事前連絡の期限としてお示ししておりますので、併せてご了知いただきますようお願いします。